

春日部市小児救急夜間診療所条例

(設置)

第1条 夜間における小児の急病に対し、応急的な診療を行うため、春日部市小児救急夜間診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市小児救急夜間診療所

位置 春日部市中央六丁目7番地2

(業務)

第3条 診療所は、小児の急病患者の診療に関する業務を行う。

(診療科目)

第4条 診療所の診療科目は、小児科とする。

(診療日及び診療受付時間)

第5条 診療所の診療日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 診療所の診療受付時間は、午後7時から午後10時までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、診療日及び診療受付時間を変更することができる。

(診療料)

第6条 診療所において診療を受けた者は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1により算定した額（同表に定めのないものについては、市長が定める額）を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 診療所における診断書等の手数料は、春日部市立医療センター使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）第3条に規定する額とする。

(診療料等の減免)

第8条 市長は、天災その他特別の事情により診療料又は手数料（以下この条において「診療料等」という。）を支払うことが困難であると認めるときは、診療料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。